

規制シート

(別紙1)

190194902100001

平成27年2月27日

規制の名称	通訳案内士試験	所管府省	国土交通省
根拠法令等	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	観光庁観光資源課長 長崎 敏志
規制目的	通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> 通訳案内士でない者は、報酬を得て外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内を行うことを業として行ってはならない。 通訳案内士の資格を取得するためには、観光庁長官が行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならない。 通訳案内士試験は、毎年1回以上行うこととされ、現在は10ヶ国語が対象となっている。 	関連する予算	通訳ガイド制度の充実・強化(平成26年度予算19百万円)
規制の最近の改廃経緯	<p>通訳案内士の地域・言語面の偏在等を補完するため、地方公共団体が独自に行う研修を修了すれば、試験合格を要することなく、一定区域内に限り、有償ガイドを行うことを可能とする特例制度を創設し、これまで対象地域を順次拡大(※)。</p> <p>(※)総合特区法に基づく特例措置が平成24年度から施行されて以降、福島復興再生特措法、沖縄振興特措法、奄美群島振興開発特措法、小笠原諸島振興開発特措法、中心市街地活性化法においても同様の特例を措置。</p>	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	通訳案内士制度は、創設以来60年以上が経過し、様々な課題が指摘されるとともに、見直し改善に向けた期待も大きいことから、中長期的な視野から、新たな通訳案内士制度を構築し、訪日外国人の受入環境の充実化を加速化する必要が生じたため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	通訳案内士制度の抜本的な見直しも視野に入れ、昨年12月に「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を設置し、見直し改善方策の検討に着手。現在、通訳案内士業界、旅行業界、地方公共団体及び学識経験者など、幅広い関係者から制度改革の方向性について意見を聴取しているところであり、今後、ご提案の内容も含めた議論を展開し、本年7月を目途に一定の結論を得る予定。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>